

第3次豊後高田市総合計画

第3部

基本計画

1-1 子どもを産み育てやすい環境づくり

(1) 子どもを社会全体で育む環境の整備

現状と課題

・全国的な少子化の歯止めをかけるためには、社会全体で子どもを安心して育んでいく総合的な施策の実施が求められています。

・本市では、人口増対策として「子育て支援」を最重要施策の一つとして位置づけており、全国トップレベルの子育て支援として子育て応援誕生祝い金最大200万円、小中高の入学祝い金各5万円、0歳から高校生までの医療費無料、保育園・幼稚園の保育料無料、保育園・幼稚園・小中学校の給食費無料、高校の授業料無料などに取り組んできました。

・地域における子育てしやすい環境づくりとして、妊娠期から全ての妊産婦との関わりと子どもが成長するまでの切れ目のない支援、花っこルーム内に気軽に身近な相談支援機関を設置、育児で疲れた時などの預かり体制の充実、子育てと仕事が両立できる環境づくりなど、きめ細かな子育て支援に取り組んできました。

・全国に先駆けて取り組んできた手厚い「子育て支援」は、移住・定住のインセンティブになっているという成果がある一方で、本市の少子化を抜本的に食い止めるまでには至っていないのが現状です。

・本市の未来を担う子どもを育んでいくためには、引き続き、子育て世帯の負担軽減を図りながら、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めていくことが必要です。

・社会問題化している児童虐待や子どもの貧困といった複雑化する課題に対応するため、保護者が相談しやすい体制づくりなど、きめ細やかな支援を推進していくことが必要です。

取組施策

① 子育て世帯の経済的負担を軽減します

- ・ 0歳から高校生までの保育料・授業料・給食費・医療費の完全無料化
 - 保育料、幼稚園授業料の無料化
 - 保育園・幼稚園・小中学校の給食費の無料化
 - 高田高校授業料の完全無料化
 - 高田高校の希望する生徒に無料の昼食を提供
 - 0歳から高校生までの医療費の無料化
 - 幼児～小・中学生の無料市営塾の運営
 - 高田高校生徒を対象とした無料の公設民営塾の運営
- ・ 子育て応援誕生祝い金 最大200万円を支給
- ・ 子育て応援入学祝い金 小中高入学時 各5万円を支給
- ・ 妊娠・出産の支援
 - 妊婦健診14回分の無料化
 - 妊産婦医療費の無料化
 - 産婦健診2回分の無料化
- ・ 時代の変化に応じた子育て環境のさらなる充実

② 地域における子育て支援の充実を図ります

- ・ 市内の全民間保育所やNPO法人アンジュ・ママンとの連携強化や活動支援
- ・ 市内3か所の花っこルームの常設運営
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の取組み推進
- ・ 子育て情報を一元的に発信する子育て支援サイトの充実
- ・ 妊産婦及び乳幼児、子どもと子育て家庭の支援機関「こども家庭センター」の運営
- ・ 保健師や家庭児童相談員・母子自立支援員による相談体制の強化
- ・ 子育てmama相談窓口や花っこルーム内における相談体制の充実・強化
- ・ 保育士、子育て支援員などの処遇改善による人材の確保とサービスの向上の推進

③ 子育て・仕事が両立できる環境づくりを行います

- ・ 各種保育事業の拡充や保育施設の改修支援等の実施
- ・ 一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児・病後児保育などを実施
- ・ 保育の質の向上や誰でも通園制度の導入など、子どもを預かる体制の強化
- ・ 地域全体での子どもの見守り体制や児童育成環境の整備
- ・ 企業との連携によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進

④ 子育ての悩み・不安の解消など相談支援体制の充実を図ります

- ・ こども家庭センターによる育児の悩みや不安の解消に向けた総合的な相談・支援体制づくり
- ・ 花っこルームと連携した親子の相互交流の促進
- ・ 児童相談所をはじめ児童関連機関とで連携した支援体制の強化
- ・ 養育支援の必要な家庭への訪問支援の推進
- ・ 学校と連携したヤングケアラーの把握
- ・ ひとり親家庭の孤立を防ぎ、子育て、就労、生活困窮などの相談支援体制の強化

⑤ 障がい児等の支援を充実します

- ・ 保健、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した相談対応
- ・ 家族を含めた支援会議の実施
- ・ 個々に応じた支援やサービス提供施設の確保
- ・ 地域における支援体制の構築
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実

1-1 子どもを産み育てやすい環境づくり

(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ないサポートの推進

現状と課題

・子育て支援と同時に求められているのが、結婚・妊娠・出産・育児という流れを切れ目なく支援していくことです。

・ライフスタイルが多様化し、結婚や夫婦に対する意識が変わる中、全国的に男女ともに初婚年齢は上昇傾向にあり、第1子の出産年齢も上がっています。

・少子化を食い止めるためには、夫婦が平均約2人の子どもを持つことが望ましいとされているなかで、結婚に対する意識啓発とパートナーとの出会いのきっかけをつくるとともに安心して妊娠・出産を迎える環境づくりを進めていくことが長期的には子どもの増加につながるようになります。

・婚活推進協議会のもと、独身男女の出会いの場を提供するイベントの実施や、「お世話人」を養成する講座・講演会の実施のほか、「婚活サロン」の実施により、結婚機運の醸成を図っています。

・高田高校生にむけ、将来の仕事・結婚・出産の時期を考えてもらうライフプランニング講座を実施しています。

・健やかな妊娠・出産を支えるため、妊娠期の健康診査費用や不妊・不育治療費に対する助成のほか、乳児全戸訪問や乳幼児健康診査の実施により母子の健康に対するフォロー体制づくりにも取り組んできました。

・出生数の減少が続く中、引き続き、妊娠から出産・育児に関するサポートや総合相談体制づくりを進める必要があります。

取組施策

① 結婚へ向けた機運を醸成します

- ・結婚を望む独身男女等の後押しと出会いの場の創出
- ・高田高校生へのライフプランニング講座の実施

② 妊産婦の健康の保持・増進と妊娠と出産を支える環境づくりを行います

- ・こども家庭センターの設置による相談・支援体制の充実
- ・妊娠中や産後の健康管理に関する保健指導の実施
- ・様々な支援サービス等に関する情報提供
- ・子育て支援サイト等によるタイムリーな情報提供の充実
- ・産婦健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施
- ・産後ケア事業や様々な支援サービスの提供
- ・不妊・不育治療費の助成、充実
- ・低所得者向けの初回産科受診料の助成

③ 子どもの健康の保持・増進と安心して子育てできる環境づくりを行います

- ・子どもの健康の保持・増進に関する包括的な支援
- ・子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援
- ・乳児家庭全戸訪問事業の実施
- ・個別や集団での乳幼児健康診査や乳幼児精密検診の実施
- ・子どもの健やかな発育や発達への支援
- ・定期接種及び任意接種の予防接種事業
- ・小児救急ハンドブックの配布
- ・地域における小児医療の確保
- ・広域連携による医療体制の整備や救急医療体制の充実
- ・保健指導（ペリネイタル・ビジット¹）事業の推進

¹ペリネイタル・ビジット：産科医の紹介で、妊婦が小児科を訪れ、個別に様々な相談をすること。

1-2 夢を描き・実現できる子どもの育成

(1) 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的取組みの推進

現状と課題

・学校教育には、これからの時代における様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を開き、持続可能な未来の創り手となるために、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、学びに向かう力を育成することが求められています。

・本市の教育のまちづくりでは、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という知・徳・体の3つをバランスよく育み、未来を切り拓く力と意欲をもった「ぶんごたかだっ子」を育成することを目指し、市を挙げた取組みを進めています。

取組施策

① 確かな学力を育成します

- ・豊後高田市学力定着状況調査の実施
- ・各校における学力向上プランの作成・実行
- ・学力向上プロジェクト会議の開催
- ・協調学習の推進
- ・仮説検証型授業研究の推進
- ・PDCAサイクルを取り入れた不断の授業改善
- ・デジタル技術を活用した個別最適な学びの充実
- ・学びの21世紀塾の取組みについて、土曜日寺子屋講座や水曜日講座・放課後児童クラブ学習支援の実施
- ・高田高校生のための学びの21世紀塾の実施

② 豊かな心を育成します

- ・ 道徳教育の充実や社会奉仕に関わる体験活動の実施
- ・ 自然・文化・芸術に関わる体験活動の実施
- ・ 勤労に関わる体験活動の実施
- ・ 人権課題の解決に向かう実践力を育成する人権教育・部落差別解消教育の実施
- ・ 読書活動の実施
- ・ 学校図書館を活用した授業の実施
- ・ 学びの21世紀塾のわくわく体験活動などの実施

③ 健康・体力づくりを推進します

- ・ 各校の体力アップタイム（1校1実践）の実施
- ・ 小学校における体育専科教員の巡回指導の実施
- ・ 中学校体力向上推進校の公開授業の実施
- ・ 小中合同体育主任会の開催
- ・ 地元食材を使用した食の提供
- ・ 栄養教諭等と連携した「食育」授業の実施
- ・ 歯磨き指導、フッ化物洗口の実施
- ・ 家庭と連携した基本的生活習慣の確立の取組みの実施
- ・ 学びの21世紀塾「のびのび放課後活動」の実施
- ・ 中学校における部活動・地域クラブの充実

④ いじめ防止等対策・不登校支援の推進を図ります

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の強化
- ・ 生徒指導・教育相談に係る学校訪問の実施
- ・ 人間関係づくりプログラムの実施
- ・ 教育支援センター「ビリーブ」会議の実施
- ・ 「いじめ防止等対策」のための各種会議の充実

⑤ 保幼小中高校種間連携を推進します

- ・ 架け橋プログラムに基づく架け橋期のカリキュラムの作成
- ・ 保・幼・小連携協議会の開催
- ・ 保育園、幼稚園、小学校の公開保育・授業の実施
- ・ 小学校・中学校における架け橋授業（交流授業）の実施
- ・ 中学校・高校の合同研究会などの実施
- ・ 連携会議や校種間での架け橋授業の実施
- ・ 保幼小連携や小中連携、中高連携の強化

⑥ 特別支援教育²を推進します

- ・ 関係機関と連携した早期からの就学相談の実施
- ・ 特別支援教育支援員の配置
- ・ 特別支援教育アドバイザーの派遣
- ・ 特別支援教育コーディネーターを核とした各校の支援体制の充実
- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく指導支援の実施
- ・ 特別支援教育研修会の実施
- ・ 学びの21世紀塾の特別支援教育講座「まなびのひろば」の活動の充実

⑦ 幼児教育を充実します

- ・ 満3歳児の幼児教育の実施
- ・ 公立幼稚園、保育園における給食費・授業料・預かり保育の無料化
- ・ 「架け橋期のカリキュラム」による保幼小の接続の強化
- ・ 幼児の心身の発達と地域の実態に即応した適切な幼児教育や教育課程の編成
- ・ 外部講師による英会話教室、文字教室、体操教室の実施
- ・ 豊かな自然体験・社会体験活動の充実

² 特別支援教育：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

1-2 夢を描き・実現できる子どもの育成

(2) 教育DXの推進

現状と課題

・デジタル技術などの技術革新は目覚ましく、IoTや人工知能などの先端技術が高度化して生活の場に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる超スマート社会（Society5.0）が到来しています。

・デジタル技術を用いた経験と対話を通じて身に付けられる力は、現代社会を生きるすべての人にとって不可欠な力とされ、そのためには、デジタル技術を用いて社会に参加するために必要な他者の尊重、相互理解の精神、安全で責任ある行動倫理を身に付けることが大切であり、デジタル技術の積極的活用を通じた情報活用能力の育成などが必要となっています。

取組施策

① デジタル環境の整備・充実を図ります

- ・1人1台タブレット端末の充実
- ・高速大容量の通信ネットワークの構築
- ・様々な学習コンテンツの整備

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体化を推進します

- ・1人1台端末を活用した学習活動やプログラミング教育の実施
- ・学びの21世紀塾におけるタブレット講座の実施

③ 遠隔・オンライン授業やAIドリルの活用を推進します

- ・1人1台端末の毎日の持ち帰り
- ・AIドリルの活用
- ・子どもたちのニーズに応じた遠隔・オンライン授業の実施

1-2 夢を描き・実現できる子どもの育成

(3) 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

現状と課題

・急速なグローバル化の進展に伴い、子どもたちには自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。

・国際交流の深化と国際競争の激化が予想される中、多様な価値観をもつ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、読解力、英語力の育成などが必要となっています。

・少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、社会総掛かりで子どもたちを育む地域とともにある学校づくりが求められています。

・いじめ・不登校対策、防災・安全対策など、複雑化・多様化・困難化する課題を解決するため、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、三者による連携・協働、心理や福祉など専門性を有する人材や関係機関と連携した「チーム学校」による組織的な学校運営が求められています。

・すべての幼稚園・小学校・中学校にコミュニティスクール制度を導入し、地域力を活かした学校づくりを進めていくことが必要です。

・地域の関係者が協働で行う教育環境を「協育」ネットワークとして、これまで実施してきている「学びの21世紀塾」などを通じた子どもの居場所づくりの推進や、学校以外の場での多様な学習活動の展開を図っていくことが今後の課題となります。

取組施策

① グローバル人材の育成を図ります

- ・ 英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）の積極的活用
- ・ 英語検定の受検者に対する助成制度やGTEC³の実施
- ・ 学びの21世紀塾の英会話講座、イングリッシュ・キャンプの実施
- ・ 幼稚園・小学校・中学校を通じた英語力の育成を強化

② 地域とともにある学校づくりを推進します

- ・ 学校・家庭・地域の三者連携による取組みの推進
- ・ 学校支援地域本部と連携した、教育活動の実施
- ・ 地域特性を生かした多様な体験や学習の場の提供

③ 豊後高田市への深い理解の促進を図ります

- ・ 郷土の歴史・文化出前講座などを通じた郷土学習の推進
- ・ 高田高校生のための学びの21世紀塾のプロジェクト活動事業の実施

④ 安心安全な学校づくりを推進します

- ・ 老朽化した施設における点検及び計画的な大規模改修
- ・ 通学路の危険箇所の改善、安全指導の充実
- ・ 各学校における防災教育の実施

⑤ 青少年の健全育成に努めます

- ・ 非行・被害防止対策の推進
- ・ さわやかあいさつ運動の推進
- ・ 子どもの居場所づくりの推進
- ・ 社会参加活動の推進
- ・ 青少年健全育成の啓発活動の充実
- ・ 子育てに関する講座の開催や情報の発信

³GTEC（ジーテック）：Global Test of English Communicationの略称。リスニング・リーディング・スピーキング・ライティング（聞く・読む・話す・書く）の4技能測定で総合的な英語コミュニケーション能力を測定する英語検定。

1-3 移住・定住の促進

(1) 戦略的なPRの推進

現状と課題

・全国各地で移住・定住を支援する動きが活発になっており、特に都市部から地方へ移住を希望する人々をターゲットとした移住へのアプローチについては、その競争は激しさを増す一方です。

・本市が持つ良好な住環境や豊かな自然環境に磨きをかけるとともに、移住希望者に対し他の地域に負けない本市の魅力について効果的にPRを行っていくことが極めて重要です。

・シティプロモーションにおいて他地域に比べ、本市がより魅力的であることを伝えていくことが今後の課題となっています。

・移住・定住の流れを継続することができるか否かは、「住みたいまち」「住みやすいまち」であることを知ってもらう取組みにかかっており、市を挙げた施策展開を効果的に発信していくことが必要です。

取組施策

① あらゆる媒体を活用したPRを推進します

- ・IJU支援サイトの充実によるきめ細かい情報発信
- ・市民参加型の移住動画を作成しYouTubeやSNSで情報発信
- ・都市部における移住フェアや観光イベントへ参加
- ・移住・定住パンフレットを整備し広く配布

(定住ガイドブック Bungotakada New Life 豊後高田あるある！子育て世帯向け学校紹介)

- ・楽しい暮らしサポーターズ事務局との連携

1-3 移住・定住の促進

(2) 支援体制の整備と充実

現状と課題

- ・全国に先駆けて、あらゆるニーズを捉えたきめ細やかな移住・定住促進施策を展開してきたことにより、全国的にも「住みたい田舎」として高い認知度を得るようになりました。
- ・U I J ターンが増加した結果、平成26年から現在まで連続して「社会増」を達成するまでになっています。
- ・人口減少は全国的な課題と認識されるようになり、国の地方創生の取組みを受け、移住定住に係る取組みは全国的に競争が激化しています。
- ・移住・定住の流れを継続することができるか否かは、移住・定住を希望する人々への効果的な情報発信と親切丁寧な相談・サポート体制の充実が必須であるといえます。

取組施策

① 相談・支援体制を充実します

- ・ 相談・支援窓口のワンストップ化を推進
- ・ オンライン移住相談会の実施
- ・ 移住者懇話会の開催などによる定住促進に向けた意見交換やネットワークづくり
- ・ 起業・就労・就農窓口と連携した移住相談会の実施
- ・ 移住・定住ガイドブックの整備・活用
- ・ お試し居住施設の利用助成
- ・ レンタカー補助による支援
- ・ 移住体験に向けた支援等の充実
- ・ 地域おこし協力隊制度の積極的活用

② 移住支援団体との連携を強化します

- ・ 豊後高田市観光まちづくり株式会社や地域・学校などとの協力・連携の強化
- ・ 移住者支援団体（楽しい暮らしサポーターズ事務局）や自治会と協力・連携した多様な移住者支援施策の展開

1-3 移住・定住の促進

(3) 住環境整備の推進

現状と課題

- ・移住・定住を促進するにあたって、雇用環境と並んで重視されるのが住環境です。
- ・市内の空き家を活用した空き家バンクを運用し、その利活用を進めています。
- ・田舎暮らしを志向する人も多く、ニーズに合った空き家の確保が必要です。
- ・若者・子育て世代の移住・定住を促進するため、定住促進住宅団地「夢まち」を市内2箇所に整備し、安価で良質な分譲宅地の販売を行うとともに、新婚世帯・子育て世帯のニーズにあった賃貸住宅や、移住者を対象にした土地代無償の住宅団地を真玉・都甲地域にそれぞれ整備しました。
- ・市営住宅は老朽化が進んでいる施設が多く、施設の建て替えなどの検討を進めるとともに、今後も若者や子育て世代のニーズに合った分譲宅地や住宅の整備を進めています。
- ・移住・定住をより促進させる住宅施策の展開が必要です。

取組施策

① 空き家の利活用を促進します

- ・ 空き家リフォーム、不要物の片づけ等に対する助成
- ・ 新規登録の促進やインセンティブ⁴の充実などによる登録物件の安定的な確保
- ・ 移住者への生業につながる支援の充実
- ・ 半住半旅田舎暮らし体験といったお試し居住の実施
- ・ 移住希望者への空き家の紹介
- ・ 空き家見学プログラムの実施
- ・ オーダーメイド型移住体験プログラムの実施
- ・ 田舎暮らしを体験できるツアーなどの展開

② 住まいの確保に対する支援を充実します

- ・ 住宅取得・引っ越し・リフォーム・家賃・仲介などの支援・助成
- ・ 民間の賃貸アパートに対するリフォーム助成の実施

③ 市営住宅、定住促進住宅団地の整備等を促進します

- ・ 地域住宅計画に基づく市営住宅等の改善整備
- ・ 既存の定住促進団地の早期完売に向けた取組み
- ・ 真玉地域に土地代無償の住宅団地を追加整備
- ・ 新婚や子育て世帯のニーズに合った市営住宅の整備

④ 魅力的な中心市街地を整備します

- ・ 豊後高田昭和の町を核とした魅力的な中心市街地の整備

⁴ インセンティブ：意欲向上や目標達成のための刺激策。

1-4 みんなで進める健康なまちづくりの推進

総論

・健康寿命⁵の指標である「日常生活が自立している期間」は、大分県健康指標計算システム（5年間の平均値として算出）によると、平成30年から令和4年までの本市の健康寿命は男性80.25歳、女性85.30歳となっており、5年前と比較して、男性が+2.02歳、女性が+1.92歳延伸し、県内順位は男性9位、女性4位となっています。

・今後さらに進む高齢化社会では、健康に過ごせる期間である健康寿命が重要となり、平均寿命を伸ばすことと同時に、健康寿命との差をできるだけ縮めていくことが大切です。

・いつまでも健康で長生きしましょう！を合言葉に、市・事業者・市民・地域が一体となって、みんなで健康なまちづくりを推進する必要があります。

・施策の推進に当たっては、健康な状態、心身が少し衰えた状態、要介護状態と区分し、それぞれの時期にどのような取組みを行うべきか体系化し、推進することとします。

（1）健康な状態での取組み

現状と課題

・いつまでも健康であり続けるためには、健康な時から運動を行って習慣付けたり、定期的な健診を受けたり、日頃の食生活に気を付けたりと、様々な取組みを行う必要があります。

・特定健診結果からは肥満からくる高血圧と高血糖、脂質異常の人が多く、将来的に循環器系や腎機能の障害を引き起こす恐れが懸念されます。

⁵健康寿命：健康寿命については様々な定義と算定の方法があるが、本計画では「日常生活に制限のない期間の平均」を使用している。

取組施策

① 食事面による健康づくりを推進します

- ・天然だし「豊後高だし」を活用した食の健康づくり教室の開催
- ・市報・ケーブルテレビ等を活用した減塩の啓発
- ・「減塩・野菜たっぷり」のヘルシーレシピによる食の健康づくりの推進
- ・食の健康応援店の普及啓発
- ・食生活改善推進協議会による市民の主体的な活動を支援

② 運動の習慣化による健康づくりを推進します

- ・ラジオ体操やウォーキングによる健康づくりの推進
- ・ぶんごたか健康ウォーク、ウォーキング推進事業の実施
- ・地域での健康づくりに対して自主的かつ継続的に取組む団体への活動支援
- ・地域に出向いた健康づくり教室や介護予防教室の実施
- ・理学・作業療法士が地域サロン等に訪問し、運動に取り組むサポートの推進

③ 疾病の予防・早期発見及び重症化予防の支援による健康づくりを推進します

- ・乳幼児の健診や各種予防接種等の実施
- ・生活習慣病予防のための特定健診、U40健診（若人健診）等の実施
- ・がんの早期発見のため、各種がん検診等の実施
- ・歯周病検診等の実施及び歯科保健対策の充実
- ・健康カレンダーの全戸配布、市報・ホームページ等による啓発
- ・対象者への個別通知、特定健診未受診者への訪問
- ・健診結果に基づいた保健指導の実施
- ・循環器疾患等重症化予防対策の充実
- ・商工会議所・商工会に加盟する事業所に対して健康情報の提供を行う
- ・地域サロンにおける、フレイル予防や認知症予防のための取組み支援

④ その他啓発等の取組みにより健康づくりを推進します

- ・健康アプリ「あるとっく」の普及啓発
- ・ケーブルテレビ市民チャンネルによる健康番組の放送
- ・民間事業者と連携したインセンティブ情報の啓発
- ・民間事業者と連携したセミナーの開催
- ・商工会議所・商工会に加盟する事業所に対する啓発

1-4 みんなで進める健康なまちづくりの推進

(2) 心身が少し衰えた状態での取組み

現状と課題

- ・病気やけが等をきっかけに、買物による外出が少なくなったり、地域での活動などの社会参加に前向きになりにくくなったりすることで徐々に心身が衰えた状態となってしまう。
- ・心身が衰えると、特に高齢者は活動が低下し、健康状態が悪化してしまう可能性が高まってしまいます。
- ・そのようになる前に、運動や健康教室等に参加することで健康な状態へ回復する支援が必要となります。

取組施策

① 運動により健康な状態への回復を推進します

- ・介護予防通所教室（元気アップ教室）の実施
- ・元気アップ教室終了後の継続支援型通所教室による継続的な支援

② 予防を呼びかけ適切な支援を行います

- ・介護予防対象者の状況把握と介護予防教室等への参加啓発
- ・多職種の専門家の連携による地域ケア会議の開催

1-4 みんなで進める健康なまちづくりの推進

(3) 要介護状態での取り組み

現状と課題

・要介護の状態に応じ、きめ細やかな適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターや行政、サービス提供事業所、医療機関、地域団体・地域等における連携体制を一層強化していく必要があります。

取組施策

① 適切な支援による重症化予防を推進します

- ・居宅介護サービス（訪問サービス・通所サービス等）の提供
- ・施設介護サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）の提供
- ・地域密着型サービス（認知症対応型グループホーム・認知症対応型通所介護等）の提供
- ・医師が参加する地域ケア会議の開催

1-4 みんなで進める健康なまちづくりの推進

(4) 社会インフラの整備と利用促進等の推進

現状と課題

- ・ 日常的な運動や定期的な健診、食生活への気遣いを習慣づけるためには、各種運動を行う施設の整備やサポート体制も必要です。
- ・ 公園の整備やウォーキングロードの整備など、今後も必要に応じ整備・充実を図るとともに、その利用促進に努めることが必要となります。

取組施策

- ① **社会インフラ整備による健康づくりを推進します**
 - ・ 各種施設の活用や利用促進等の積極的な周知
 - ・ ウォーキングロード等の点検整備

1-5 生涯学習・スポーツの推進

(1) 図書館の充実と活用

現状と課題

- ・平成25年に図書館を建設し、開館後も蔵書規模16万冊を目標とし計画的に整備を進めています。
- ・運営にあたっては指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用して、利用者のニーズに応じた図書館サービスを実施しており、レファレンスサービス⁶も充実しています。
- ・生涯学習の場として、「学びの21世紀塾」市民講座をはじめ図書館ボランティアと連携した各種行事などを開催し、市民の学びと交流の場として幅広く利用されています。
- ・子ども読書推進計画に基づき、読書に親しむ環境づくりを推進し、図書館を拠点とした子どもの読書習慣の定着や豊かな心の育成のための啓発活動を行います。

⁶レファレンスサービス：図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務のこと。

取組施策

① 図書館を充実させ利用者拡大を図ります

- ・ 図書館資料の整備や充実
- ・ 「学びの21世紀塾」市民講座の充実
- ・ 魅力あるイベントの企画・実施
- ・ スタッフの資質向上

② 小・中学校図書館や地域との連携を強化します

- ・ 小・中学校図書館との連携強化
- ・ 地区公民館など地域との連携強化

③ 子どもの読書活動の推進を図ります

- ・ 子ども読書の日イベントの実施
- ・ 読書習慣の定着や啓発活動の推進

1-5 生涯学習・スポーツの推進

(2) 公民館活動の促進

現状と課題

・公民館活動は、時代の変化に応じて、その活動が「地域づくり」に貢献できるよう見直しを図りながら進めていく必要があります。

・すべての地域住民が共に認め合い、温かい関係性の中で自らを高めながら暮らすことのできる共生社会をつくることが求められています。

取組施策

① 公民館活動の促進を図ります

- ・各公民館の利用・学習内容に関する市民への周知
- ・誰もが気軽に立ち寄り、参加できる公民館活動の推進
- ・公民館利用者による生涯学習活動の発表の機会の提供

② 地域参加の教育ネットワークの充実を図ります

- ・学校教育との連携
- ・地域団体との連携

1-5 生涯学習・スポーツの推進

(3) 生涯学習の推進体制の整備

現状と課題

・学びの機会が必要なのは子どもだけではありません。むしろ大人・高齢者こそ、人生経験を基に、郷土の歴史・文化、複雑化し深刻化する地域課題への対応策、急速に発達するデジタル技術などあらゆる分野について学ぶことで、人生をさらに豊かにし、地域に活力を与えていく役割があります。

・これまで、図書館、中央公民館、地区公民館などの社会教育関係施設を中心に生涯学習の機会を提供してきました。近年は生涯学習についての関心が高まると同時に、学習のニーズもまた多様化してきています。

・今後さらに高齢化社会が進展する中で、子どもから大人・高齢者までが積極的に学び、いきいきと暮らせる社会を作るためにも、生涯学習の充実の必要性が高まっています。

取組施策

① 生涯学習講座と研修の充実を図ります

- ・ 市民ニーズや社会情勢を踏まえた各種講座の開催や情報提供
- ・ オンライン開催などの多様化した受講方法の提供
- ・ 市民間の交流を促進する機会の充実
- ・ 各種大会・学習会への参加による指導者研修の充実

② 生涯学習を担う人材の発掘や活動の機会を提供します

- ・ 学校支援、「学びの21世紀塾」などにおける指導者の発掘と活動の機会の提供
- ・ 幅広い生涯学習ニーズに対応する人材バンクの整備

1-5 生涯学習・スポーツの推進

(4) 人権教育の充実

現状と課題

・「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の差別解消三法が施行され、社会全体で人権問題に取り組む機運が高まっていますが、今なお世界中に差別・貧困・虐待などをはじめとした人権問題は根強く残っており、現代社会の大きな問題となっており、身近にある問題といえます。

・部落差別問題やLGBT⁷・女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人などをめぐる人権問題は、近年のインターネットの浸透により、より深刻な様相を呈しています。

・豊後高田市人権施策基本計画の目標と基本理念を踏まえ、あらゆる差別をなくすため「身近なじんけん講座」などを開催し、市民をはじめ、学校、職場、各種団体に対する人権教育・啓発に取り組んでいます。

・さらなるグローバル化が進み、子どももインターネットを頻繁に活用する社会となる中で、学校や公民館などの社会教育関係施設、企業などで人権について学習機会の拡充支援に努め、地域が一体となった人権教育を進めていくことが必要です。

取組施策

① 人権教育を充実します

- ・身近なじんけん講座による学習機会の提供
- ・地区公民館開催の講座の支援
- ・社会人権教育・部落差別解消推進研究会による人権問題に関する調査・研究の実施及び情報発信
- ・社会教育指導員を活用した企業・団体や市民の人権学習・研修機会の拡大

⁷LGBT（エルジービーティー）：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった頭字語。その4者だけでなく、性別や性的思考に関する少数者全般をさす語としても使用される。

1-5 生涯学習・スポーツの推進

(5) 芸術文化活動の推進

現状と課題

- ・国東半島芸術祭以来、花とアートの岬・長崎鼻をはじめ、市内各所に設置されてきた現代アート作品により、本市の新たな魅力を創出する可能性が広がりました。
- ・アート作品展や市民向けアートワークショップ等を開催し、市民に本物の芸術に触れる機会を提供してきました。
- ・今後も現代アートやデジタルアートをはじめとする新たな文化の創出・発信の取り組みを続けていくことで、本市の魅力を向上させていく必要があります。
- ・市民の芸術文化活動の活性化を図り、その充実・推進のため、市内で活動する文化団体を引き続き支援していく必要があります。

取組施策

① 優れた芸術・文化に触れる機会を積極的に提供します

- ・活躍が期待されるアーティストによるアート作品展やアートワークショップ等を開催し、市民が優れた芸術、文化に触れる機会を積極的に提供
- ・「花とアートの岬・長崎鼻」にある現代アート作品の活用及び継続的なメンテナンスの実施

② 市民の芸術活動の推進と文化団体の活動を支援します

- ・市民の芸術文化活動の活性化を図り、文化意識の高揚につながる文化行事の推進及び市内で活動する文化団体の支援

1-5 生涯学習・スポーツの推進

(6) スポーツの推進

現状と課題

- ・スポーツ振興の拠点となる施設の整備や大規模な改修など、市民がスポーツを楽しめる環境を提供してきました。
- ・引き続き、子どもから大人まで誰もがスポーツを楽しめる、活力ある地域をつくりだすことが求められています。

取組施策

① 社会環境の整備によるスポーツの推進を図ります

- ・既存施設の定期的な点検・整備
- ・学校体育館の積極的な開放と利用促進
- ・NPO法人TMKチャレンジクラブとの連携・活動支援
- ・市民がスポーツ・レクリエーションを定期的・継続的に取り組むための環境整備
- ・実績のある講師を招聘したスポーツ教室の開催
- ・指導力・競技力の向上並びに関係団体との連携構築
- ・のびのび放課後活動の充実・支援
- ・スポーツに取り組む子供たちの活動や体力づくりの支援
- ・地域での健康づくりやスポーツ振興に積極的に取り組む団体の活動支援
- ・市民団体や関係機関との連携による推進体制の構築

② 競技スポーツを推進します

- ・実績ある講師を招聘したスポーツ教室の開催
- ・種目別のスポーツ大会の開催
- ・指導力・競技力の向上及び関係団体との連携構築

2-1 命と暮らしを守る地域づくり

(1) 防災力・消防力の向上

現状と課題

・地球温暖化などの気候変動による平成29年の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨など局地的豪雨の増加や台風の大型化、また今後30年以内に高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震や、地震に伴う津波など、市民生活を脅かす災害への危機感が高まっています。

・火災をはじめとする人為災害についても、空き家等の増加などを背景にその増加が懸念されています。

・人命や市民生活を脅かす災害については、その被害を最小限にとどめるため、平常時からの市民の防災意識の向上や、災害発生後の迅速な情報伝達、生命に関わる救助体制の構築が必要不可欠です。

・市民と行政、関係機関の協力のもと総合的かつ計画的に防災・消防・救急体制を整備していくことが求められています。

取組施策

① 防災体制の強化を推進します

- ・ 地域防災計画をはじめ各種計画の策定・見直し
- ・ ドローンなどの先端技術を活用した防災対策の高度化
- ・ 迅速・確実な情報伝達のための通信環境の確保
- ・ 防災資機材及び備蓄物資の確保・充実・分散備蓄
- ・ 避難所の確保・環境改善・運営体制の強化
- ・ 早期避難や自助・共助の防災意識の普及啓発
- ・ 地域住民と連携した防災マップ・マニュアルの作成
- ・ 防災訓練等による地域防災力の向上
- ・ 地域防災活動のリーダーとなる防災士の育成
- ・ 防災士協議会の活動促進
- ・ 個別避難計画の作成支援による要配慮者の対応強化
- ・ 防災重点ため池を対象とした災害未然防止協定書の締結
- ・ 被害を最小限に抑え、早期復旧を図る危機管理体制の強化

② 地震・津波・洪水対策を推進します

- ・ 建物の耐震診断、耐震改修等の推進
- ・ 安全な避難や応急活動等のための市道の維持管理
- ・ 内水浸水想定区域図の作成
- ・ 排水ポンプの適切な運用
- ・ 生活再建に向けたきめ細かな被災者支援の強化
- ・ 迅速な安否確認や道路啓開⁸による孤立集落対策の強化
- ・ 他の自治体などからの応援をスムーズに受け入れるための受援体制の強化

⁸啓開：ひらくこと。水路、陸路の障害物・危険物等を取り除いて進行を可能にすること。

③ 空き家等の適正管理を推進します

- ・ 空き家の適正管理のための情報提供・支援
- ・ 空き家バンク制度等の情報提供や助言等の促進
- ・ 老朽危険空家⁹等の解消のための情報提供・支援

④ 消防体制の充実を図ります

- ・ 県域における消防通信指令の共同運用
- ・ 消防資機材の整備
- ・ 住宅用火災警報器の設置と維持管理（取替）の推進
- ・ 防火意識の普及啓発や消防団の活動支援
- ・ 関係業者などに対する指導体制の充実
- ・ 地域のイベントや訓練等における防火・防災・減災知識の啓発
- ・ 消防団における小型動力ポンプの計画的な更新
- ・ 消防団員の加入推進と女性消防団の活動力強化

⑤ 救急体制の充実を図ります

- ・ 高規格救急車の導入
- ・ 高次救急医療体制の整備（ドクターヘリの運用）
- ・ 救急救命士の人材育成
- ・ A E Dの設置・普及
- ・ 救命処置体制の強化
- ・ 救命救急センターとの連携及び円滑な病院搬送の実施
- ・ 救急救命士に係る救命処置技術の向上
- ・ 気管挿管認定救命士の育成
- ・ 有効性の啓発やバイスタンダー¹⁰養成による A E Dの設置と普及の促進
- ・ A E D設置調査の実施と結果公表
- ・ 集団救急災害時における大分 D M A T¹¹やドクターヘリ、防災ヘリとの連絡体制等の確保

⁹老朽危険空家：倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家。

¹⁰バイスタンダー：救急現場に居合わせ、応急手当を実施する者。

¹¹DMAT：災害派遣医療チームのこと。Disaster Medical Assistance Team の頭文字を取って「DMAT」と呼ばれる。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。

2-1 命と暮らしを守る地域づくり

(2) 安全・安心な生活環境の確保

現状と課題

- ・高齢者を狙った「振り込め詐欺」をはじめ、特殊詐欺などの犯罪が増加しています。
- ・交通事故の発生件数は年々減少していますが、そのうち高齢者が関与する交通事故の割合は増えてきており、交通事故全体の約5割を占めるまでになっています。
- ・高齢者だけでなく子どもから大人まで防犯・消費者保護・交通安全などへの意識を向上させ、地域全体で安全・安心な生活環境を作るための体制づくりが求められています。

取組施策

① 交通安全意識の高揚を図ります

- ・交通安全市民大会における川柳・ポスター等の表彰
- ・高齢者を対象とする交通安全教室の実施
- ・交通安全啓発活動の推進
- ・運転技術や交通マナーの向上に関する啓発
- ・交通安全施設の整備

② 防犯体制を構築します

- ・街頭防犯啓発活動の実施
- ・盗難・犯罪防止活動の実施
- ・特殊詐欺等防止機能付き電話機の設置促進
- ・LED防犯灯の設置促進

③ 消費者保護を推進します

- ・消費生活センターによる相談窓口体制の充実
- ・消費者被害防止に向けた啓発の実施

④ 保健・医療サービスの充実を図ります

- ・乳幼児健康診査の受診促進
- ・母子保健事業の充実
- ・定期予防接種等や任意予防接種の充実
- ・国保特定健康診査やがん検診の受診促進
- ・生活習慣改善に向けた多様な保健指導の実施
- ・医療機関等関係機関と連携した重症化予防対策の推進
- ・広域連携による医療体制の整備や救急医療体制の充実
- ・国や県の方針に基づく適切な感染症等の対応

2-1 命と暮らしを守る地域づくり

(3) デジタル社会の進展に対応した地域情報化の推進

現状と課題

・市内外の情報格差の是正、テレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送へ移行の対応、デジタル技術を活用した地域振興及び市民福祉の向上を目的として、これまで市内全地域を対象としたケーブルネットワーク施設の構築を図っています。

・ケーブルネットワーク施設は、高速インターネットサービスの利用環境が整うとともに、緊急通報や安否確認サービスなどの福祉サービスなど、様々な分野でのデジタル技術活用の道が広がっており、このネットワークは本市の安全・安心なまちづくりにとって不可欠なインフラとなっています。

・今後も、市民ニーズや地域課題に対応した情報コンテンツの作成・発信の強化や進展が著しいインターネット環境への対応が求められます。

取組施策

① ケーブルネットワーク施設による情報提供を推進します

- ・告知端末を使った防災情報や行政情報の配信
- ・市民チャンネルにおける魅力ある番組づくり
- ・デジタル技術の進展に伴う機器等の導入を検討

② ケーブルネットワーク施設の利活用を推進します

- ・高齢者等の安否確認システムの推進
- ・高齢者等の緊急通報システムの普及
- ・自治会内等におけるグループ告知放送の普及
- ・地域の課題解決や各分野の振興を目的とした施設の利活用を検討

第2章 『安全・安心』なまち

2-1 命と暮らしを守る地域づくり

(4) 社会インフラの整備・充実

現状と課題

・市民の生活が安全・安心・快適であるためには、普段利用している道路・上下水道・公園などの社会インフラが適切に管理され、生活に便益を与えるものになっている必要があるとともに、子ども・高齢者・障がい者などにとって利用しやすいものであるということも重要です。

・今後の人口減少・高齢化社会の進展と本市の財政状況を踏まえると、安全・安心・快適を追求しながらも、効率化を進めなければ、長期的には社会インフラの維持管理・整備が困難になる可能性があります。

・これまでも、安全・安心な生活道路の整備や、コスト縮減に向けた予防保全型による橋梁等の維持管理を進めるとともに、関係自治体と連携しながら、「おおいたの道構想」による広域道路ネットワークの整備促進に努めてきました。

・また、令和2年度には、新たに「豊後高田市水道事業ビジョン」を策定し、中長期的な経営基盤の強化と市民に安全な水を安定供給し続けられる水道の供給基盤を確立するため、第9次拡張において、「大村団地」「徳久保団地」、第10次拡張において、「田染地区」「松津地区」「見目地区」の各簡易水道事業を上水道に編入するなど、運営の効率化に取り組みました。

・公共下水道についても、同年、地方公営企業法の適用を受け、健全な事業経営の確立に努めるなど、令和5年度末において、面整備率80.0%、水洗化率81.9%となっており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況です。

・今後とも、社会インフラの現状と地域ニーズの適切な把握のもと、財政の持続性にも配慮しながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修を進めていく必要があります。

取組施策

① 産業や生活、地域間交流を支える道づくりを推進します

- ・市道の改良や整備の実施
- ・広域アクセス道路の検討や要望活動の推進

② 社会インフラの長寿命化対策を実施します

- ・橋りょう、トンネル、道路舗装、公園施設などの損傷状況の調査実施
- ・被害抑制とコスト縮小に向けた予防保全型の維持管理の実施
- ・長寿命化計画に基づく計画的な施設の補修や整備

③ 上水道の供給基盤の安定化を図ります

- ・老朽した配水管等の布設替えに係る年次計画の策定及び更新
- ・安定的な水の供給に向けた新たな水源の整備

④ 下水道の計画的な維持管理を図ります

- ・下水道整備区域内における水洗化の普及促進
- ・下水道整備区域外における汚水処理施設の効率的な早期整備の推進
- ・ストックマネジメント計画に基づく耐震化等の設備整備
- ・農業集落排水施設（臼野浄化センター）と真玉浄化センターとの統合

⑤ 施設バリアフリー化を推進します

- ・車道と歩道の段差解消の促進
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備や普及啓発の促進

2-2 地域の支えあいと共生社会の推進

(1) 自治会・集落の機能維持と共に支えあう地域づくり

現状と課題

・平成26年度から転入者が転出者を上回る社会増を達成しているものの、全国の過疎地と同様に自然減による人口減少が続いています。各校区の高齢化率も全校区で上昇しています。

・各校区では、自治会や集落など様々な形で自治組織を形成し、地域の清掃や見守り、行政情報の伝達などお互いが支え合いながら暮らしていますが、人口減少や高齢化といった問題が、自治機能の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

・生活様式や価値観の多様化は、近年の情報化社会の進展によって一層強まっており、これまで地域を支えてきた一人ひとりの意識や行動も変化し、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が懸念されています。

・市民がお互いに助け合いながら暮らしていくために、自治会・集落の機能維持と活性化を実現していくとともに、市民や企業も主体的に参加しながら地域づくりを進めていく必要があります。

・年々、各相談窓口に寄せられる相談内容は複雑化・複合化してきており、複数分野に絡む課題を抱える相談者や家庭に対し、相談・支援を包括的に提供することが必要になっています。

取組施策

① 地域コミュニティ形成を推進し自治会組織の活動支援を行います

- ・ 近隣集落同士の支え合いによるネットワークコミュニティ構築の推進
- ・ 集落支援員の活用、新たな担い手となる地域おこし協力隊などの積極的受入
- ・ ケーブルネットワーク施設を活用したグループ告知放送の利用推進

② 自治会組織の連携体制を支援します

- ・ 自治組織間における諸問題の解決に向けた連携体制づくりの支援
- ・ 自治会集会所の改修支援

③ 住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備等を推進します

- ・ 高齢者等のごみ出しや買い物等の生活支援
- ・ 見守り・声かけ活動等の取組みといった環境整備や賑わいづくりの支援
- ・ 高齢化集落応援隊制度等の人手不足を補う支援制度の活用推進
- ・ 地域の生活道路における草刈り・清掃活動への支援

④ 地域における活動の場づくりを支援します

- ・ 人々の交流の場となる新たな拠点づくりの支援
- ・ 地域の祭りや伝統行事の継承による世代間交流の推進

⑤ 暮らしを支える公共交通を確保します

- ・ 市民乗合タクシーの運行や「70パス」の充実
- ・ 交通弱者等に対する移動手段の確保
- ・ 「まちなか乗合タクシー」の運行

⑥ 市民参画の地域づくりを推進します

- ・計画や条例などの制定過程における情報の提供やパブリックコメント¹²制度の活用
- ・多様な分野における市民団体等との連携・活動支援

⑦ 相談・支援体制のネットワーク化を推進します

- ・地域の身近な相談窓口となる民生・児童委員への活動支援
- ・各分野における相談支援機関間の横断的なネットワークの検討・整備
- ・重層的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制の検討・整備
- ・地域子育て相談機関への活動支援

¹²パブリックコメント：条例や計画を立案する場合に、その案や市民が検討するために必要な事項を公表して、市民に広く意見を求めること。

2-2 地域の支えあいと共生社会の推進

(2) 多様な人材が活躍できる基盤づくり

現状と課題

・地域づくりを活性化していくためには、様々な人の知識・経験・努力が必要です。

・多様な世代の中には、障がい者、外国から来た人、生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人がいます。地域で自分らしく生活するために必要なコミュニケーションも、障がいなどにより意思疎通や情報の取得が困難な状況もあり、多様なコミュニケーション手段等について社会全体の理解促進を推進する必要があります。これらすべての市民がいきいきと活躍できる基盤をつくることが、非常に重要です。

・より進んでいく高齢化社会では、高齢者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域でいきいきと活躍する環境をつくることは、地域活性化のために不可欠といえます。

・障がい者や生活困窮者などの自立支援を進めることで、多様な人材が活躍できる社会をつくりだすことも必要です。

・近年、外国人技能実習生が増加していますが、日本での生活に不慣れな外国人もいることから、安心して、生活・実習ができるように、本市では、平成30年2月に市、商工会議所、企業と外国人技能実習生の適正な受入れのための環境整備を行う連携協定を締結し、同年4月に外国人技能実習生受入のための事業協同組合「豊後高田 International Contribution（インターナショナル コントリビューション）事業協同組合」（以下「B I C」という）を設置し、就労面だけでなく、生活面での支援も行っています。

取組施策

① 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築を促進します

- ・ 地域サロンの充実や老人クラブ活動の活性化促進
- ・ 各種敬老事業の推進
- ・ 玉津プラチナ通りを中心とした高齢者が楽しめるまちづくりの推進
- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 生活支援ニーズ等に対応した各種支援体制の構築
- ・ 自立支援に向けた地域ケア会議の開催
- ・ 安否確認見守りネットワークなどによる安心して暮らせる基盤づくりの推進
- ・ 認知症予防と認知症重症化防止のための効果的な支援事業の促進
- ・ 認知症について正しく理解するための普及啓発
- ・ 認知症サポーターなど見守り体制の構築

② 障がい者の活躍と自立に向けた支援を充実します

- ・ 障がい者及び介護者の相談支援体制の充実・強化
- ・ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に係る啓発
- ・ 障がい者施設等からの物品や役務の調達の促進
- ・ 手話及び点訳、音訳奉仕員の養成
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援
- ・ 福祉施設から一般就労への就労移行、就労定着支援
- ・ 手話・点字等の多様なコミュニケーション手段の普及や利用促進

③ 生活困窮者支援を推進します

- ・ ハローワーク等との連携による就労指導体制の強化
- ・ 生活困窮者自立支援制度による各種支援施策の実施
- ・ 生活保護の未然防止に向けた早期の支援
- ・ 生活保護からの早期脱却に向けた就労指導及び社会保障施策の活用

④ 外国人技能実習生が安心して生活・実習ができるように支援します

- ・ 就労・生活相談窓口の開設
- ・ 外国語に対応した生活ガイドブックや防災マップの配布
- ・ 五月祭などのイベントへの参加や地域住民との交流イベントを開催

2-2 地域の支えあいと共生社会の推進

(3) 多様性を認め、人権が尊重される社会の実現

現状と課題

- ・人権とは、すべての人が平等で、幸福を追求することを認めた、人類普遍の権利ですが、今なお部落差別問題をはじめとする様々な人権問題は、依然として解決していません。
- ・社会経済情勢の急激な変化に伴い、インターネット上における差別情報の氾濫や個人情報流出によるプライバシーの侵害、女性や子ども、高齢者等に対する虐待、さらには性的少数者の人権問題などの課題も生じています。
- ・社会制度や慣習に起因する差別の解消にむけて、市民の理解を深めるため差別の解消に取り組む社会の確立を目指すとともに、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現が求められています。

取組施策

① 人権が尊重されるまちづくりを推進します

- ・ 部落差別をはじめとしたあらゆる差別解消のための教育、啓発活動の実施
- ・ 人権意識の高揚に向けた施策の積極的な推進
- ・ 人権救済・擁護に係る制度や施策の充実と活用
- ・ インターネットやSNSでの差別や誹謗中傷に対するモニタリング（監視）の実施
- ・ 情報モラルの教育、啓発活動の実施
- ・ 市民参加や交流促進のための施策充実
- ・ 隣保館による相談事業の実施

② 男女共同参画社会の実現を図ります

- ・ 男女の固定的な性別役割分担意識の見直し等の啓発
- ・ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント防止の啓発
- ・ パープルリボン¹³普及啓発や被害者に対する相談事業の実施
- ・ 多様な分野における女性登用率の向上に向けた取組みの啓発
- ・ 雇用機会均等の確保や平等な労働環境整備の啓発

¹³パープルリボン：女性に対する暴力根絶のシンボル。女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められている。

2-3 人と自然の共生

(1) 自然環境の保全と環境づくり

現状と課題

・国指定史跡「六郷山」、国指定名勝「天念寺耶馬無動寺耶馬」及び「中山仙境（夷谷）」、国選定重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」、世界農業遺産（GIAHS）に認定された「国東半島宇佐地域世界農業遺産」など、本市の自然や文化資源は、今後のインバウンド集客の柱になるものと思われます。

・豊かな自然は、多様な生物の生育・生息の場となっており、環境省や大分県の「レッドデータブック」に掲載されている絶滅のおそれのある野生生物も多く確認されています。

・世界規模で異常気象等による災害が発生していることなどを踏まえ、ふるさとの自然や生態系を守り、更に素晴らしいものへと育て、将来の世代へ受け継いでいくための施策に取り組む必要があります

取組施策

① 環境美化活動と環境教育を推進します

- ・ごみゼロクリーン大作戦等の実施による環境美化活動の展開
- ・クリーンアップ運動支援等による環境保全団体の育成、環境美化活動の推進
- ・環境教育アドバイザー等の活用による環境教育の充実
- ・「ごみゼロGメン」によるポイ捨て防止パトロールの実施
- ・自治会との「不法投棄防止協定」締結による地区の巡回監視の実施
- ・自然環境の保全を目的とする団体の育成

② 生態系を保全するための啓発等を推進します

- ・農地の適正な保全の推進
- ・有害外来種についての啓発や防除対策の推進

2-3 人と自然の共生

(2) 生活環境の保全

現状と課題

- ・移住者はもとより、本市で生活するすべての人々が住みよいまちの実現のためには、わたしたちの生活の基盤となる生活環境が良好であることが必要です。
- ・事業活動により環境への悪影響を及ぼさないことも重要ですが、市民一人ひとりが日々の生活の中で環境を守り、育てる取組みを行っていくことが重要です。
- ・火葬場や墓地、し尿処理施設などの公衆衛生施設の適正な運用・管理を行うとともに、周辺環境との共生を図っていく必要があります。

取組施策

① 大気、水質、土壌の汚染防止を推進します

- ・工場や事業所に対する排出基準の遵守徹底や公害防止協定等の締結
- ・環境性能に優れた自動車の導入の促進

② 騒音、振動、悪臭の防止について啓発等を図ります

- ・定期的な自動車騒音測定の実施
- ・自動車の安全運転及び静穏な音環境の保全に関する啓発の実施
- ・日常の家庭生活に起因する悪臭などの適正な管理指導の実施

③ 公衆衛生施設の適正な運用・管理を行います

- ・清掃工場の用途廃止後の跡地利用の検討
- ・火葬場、墓地の効率的な運用・管理と施設の長寿命化の実施
- ・し尿処理施設の適正な運用・管理と施設の長寿命化の実施

2-3 人と自然の共生

(3) 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- ・私たちの生活が便利になるとともに、人間活動を主な要因として世界の平均気温は上昇しています。
- ・気温の上昇は気候の変化に影響を与え、海面上昇や洪水の発生など様々な問題が顕在化しています。
- ・更なる気候変動によるリスクの増大が懸念され、地球温暖化対策の推進は、地球規模での課題となっています。
- ・地球温暖化対策に関する国内外の動向として、2015年の「パリ協定」が採択されたことを受けて、国では2021年10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたほか、大分県においては2021年3月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。
- ・国内外の動向を踏まえ、市民、事業者、行政等の協働の取組みを促進し、地球温暖化の抑制に向けた各種施策の取組みが必要です。

取組施策

① 省エネ化の推進や地球温暖化対策に関する啓発等に取り組みます

- ・ 公共施設における省エネ化や防犯灯のLED化の推進
- ・ 家庭の節電・節水などの省エネルギー、地球温暖化に関する講座の開催
- ・ 打ち水大作戦などのイベント実施

② 公共施設におけるエコエネルギーの導入を推進します

- ・ 再生可能エネルギー設備や環境に配慮した自動車の導入を推進
- ・ 観光施設等におけるEV充電設備の整備

③ CO2吸収源対策の推進を図ります

- ・ 森林環境譲与税を活用した未整備森林の解消促進
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金を活用した環境保全型農業（有機農業者）の支援
- ・ 沿岸浅海域における藻場の保全と拡大

2-3 人と自然の共生

(4) 循環型のまちづくりの構築

現状と課題

- ・ごみの総量は、横ばいの状況が続いているものの、一人当たりのごみ量は年々増加している現状です。
- ・ごみの焼却により、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生や、プラスチック類の海洋ごみ、特にマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、資源循環型社会の構築が必要です。

取組施策

① ごみの減量・発生の抑制を図ります

- ・ごみとなるものを減量する（リデュース）の推進
- ・生ごみ処理機の配布や水切り等の普及啓発
- ・食品ロスの削減に向けた30・10（さんまる・いちまる）運動¹⁴等の推進

② 再資源化を推進します

- ・使用可能な物の再利用（リユース）の推進
- ・資源ごみの分別収集の推進
- ・再資源化（リサイクル）の推進と啓発の実施
- ・廃食油やインクカートリッジ、小型家電等の拠点回収を実施
- ・資源回収団体の支援

¹⁴30・10（さんまる・いちまる）運動：宴会時における食べ残しを減らす運動。乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を楽しみ、「もったいない」を心がけ、食品ロス削減に取り組むこと。

2-3 人と自然の共生

(5) 環境教育・連携の推進

現状と課題

・環境の保全と創造のためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、正しい知識と正しい理解のもとに行われる日々の取組みが、環境問題を解決するための大きな力となるため、環境に関する教育・学習が欠かせません。

・環境基本条例に基づく環境教育の推進、特に「持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、将来を担う子供たちへの教育を推進し、学習の機会を提供することが必要です。

・市民一人ひとりの取組みとともに、市、市民、事業者が連携、協働しながら環境に対する取組みを深めていくことも重要です。

取組施策

① 子どもから大人まで環境教育を推進します

- ・循環型社会の構築に貢献できる人材育成の推進
- ・地域サロン、幼稚園、保育園、学校等での環境教育の実施
- ・エンジョイ・エコクラブによる環境教育の実施
- ・オリジナル環境啓発動画の配信

② 地域における環境保全活動を支援します

- ・環境学習やイベント等の情報提供

2-4 行政機能の充実

(1) 市民視点の行政体制の構築

現状と課題

- ・ 少子化による人口構造の変化、就業者の減少は、本市の財政にも歳入の重要な部分である市税の減少につながります。
- ・ 歳入の根幹をなす普通交付税は、国勢調査人口の増減が交付額に大きく影響する仕組みとなっているほか、高齢化の進展により社会保障費などの扶助費は増大していくことが予想されます。
- ・ 防災・減災対策費や老朽化が進む公共施設・インフラの維持管理費が増加していくことが懸念されるなど歳出を増やしていく必要がある一方で歳入の増加は難しいという状況に陥る可能性もあります。
- ・ 限られた資源を効率的・効果的に活用しながら、質の高い市民サービスの維持や地域の特性に応じた地域づくりなどを進めていく必要があります。
- ・ 日常生活の様々な場面でデジタル化が進展しています。市民にとってより利便性や満足度の高い行政サービスを提供するためにもDXの推進が求められています。
- ・ 平成17年の合併後、多様化する市民ニーズに対応すると同時に、効率的な行政運営を実現するために、行政組織や事務事業の見直し、新庁舎整備による窓口のワンフロア化、公共施設の再編を行ってきましたが、本市財政を取り巻く環境を踏まえると、今後も行財政運営のあり方には不断の見直しが必要となります。
- ・ 市民のニーズや意見等を収集・反映していくために、市民の一人ひとりがまちづくりに参画しやすいよう、市政情報が開かれた環境形成も必要となります。

取組施策

① 効率的な行政サービスの実現に努めます

- ・ 行政組織の見直し及び人員の適正配置の実施
- ・ 事務事業の改廃の推進と地域に求められる事業への政策資源の投入
- ・ マイナンバーカードやデジタル技術等の利活用によるD Xの推進
- ・ 個人版・企業版ふるさと納税を通じた財源確保の推進

② 公共施設等の有効活用を図ります

- ・ 遊休財産における効果的な利活用や財産処分の検討
- ・ 施設の管理運営や業務等における民間活力の積極的な活用の推進

③ 情報公開を推進します

- ・ 適正な文書管理の徹底
- ・ 庁舎内の情報コーナーの充実
- ・ インターネット等による情報提供の推進

④ 大分県や各自治体等との広域連携と交流を推進します

- ・ 高次救急医療における関係自治体との連携推進
- ・ 観光における関係自治体との連携推進
- ・ 廃棄物処理における関係自治体との連携推進
- ・ 高速道路とのアクセス改善に係る関係自治体との連携推進
- ・ 鉄道等の広域交通ネットワークの整備等に係る関係自治体との連携推進
- ・ 九州周防灘地域定住自立圏等における広域連携の推進
- ・ 兄弟都市である島原市との交流促進
- ・ 歴史的・文化的なご縁や、共通の施策でつながる自治体・団体との交流促進

2-4 行政機能の充実

(2) 人材の育成・確保

現状と課題

- ・地方創生への取組みが全国的に進められる中、行政職員に求められる知識やスキルはこれまで以上に高い水準が求められるようになっていきます。
- ・今後の行財政を取り巻く環境をはじめ、少子高齢化や人口減少の進展を踏まえると、対応すべき地域課題は困難の度を深めながら増加しており、少数精鋭による専門的かつ効果的な行政運営の実現が必須となっています。
- ・行政職員の能力向上や適材適所を可能とする人事制度の構築など、人材面での取組みが不可欠です。
- ・また、デジタル社会の進展に対応できるよう、利便性や満足度の高い行政サービスを提供できる人材の育成も求められます。
- ・社会の変化に対応し、市民の期待に応えられる職員を育成するため、「豊後高田市人材育成基本方針」を見直すとともに、この方針に沿って、本市職員の人材育成を進めていきます。
- ・平成28年度より実施している人事評価制度の適切な運用による、組織の活性化、職務遂行能力の向上などを進めることも課題となっています。

取組施策

① 多様化・高度化する住民ニーズに応えられる人材育成の体制を構築します

- ・ 大分県自治人材育成センター・全国市町村国際文化研修所・市町村職員中央研修所等への積極的な職員派遣
- ・ 独自研修の実施による職員の能力開発
- ・ 職員向けの学習機会の創出と自発的な資質向上の取組みの推進
- ・ 人事評価制度の運用による職員個々の適正・能力・成果の正当な評価の推進
- ・ デジタル社会に対応できる人材の育成・確保への取組みを含めた「豊後高田市人材育成基本方針」の改訂とその取組みの実施

2-4 行政機能の充実

(3) 積極的できめ細かな広報の推進

現状と課題

- ・市の重要施策や各種団体等の取組み、地域の伝統行事など、市報、ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどの各種媒体を活用し、積極的な情報発信を行っています。
- ・観光客や移住・定住希望者といった市外からの交流人口や関係人口などの増加に向けて、ホームページやSNSでの発信に加え、新聞やテレビなどのメディアも活用しながら、積極的なPRを行っています。
- ・各種行政制度が複雑化し、情報量がますます増加する中、正確に分かりやすく「伝える」ことが重要であるほか、増加する外国人技能実習生等にも「伝える」ための対応も必要となっています。
- ・地方創生の取組みなどにより各自治体間で情報発信の競争も激化している中で、インターネットの普及等、急速に情報化が進み、様々な媒体も登場しています。
- ・デジタル社会の進展や時代のニーズに対応しながら、積極的かつきめ細かな広報を続けていく必要があります。

取組施策

① 身近で分かりやすい広報を推進します

- ・ 地域で活躍する人・団体や地域の行事を各種媒体で紹介
- ・ 子育て支援など複数の部署で推進する市の重点施策は一元的に集約して分かりやすくPR

② タイムリーな広報を推進します

- ・ 公式LINEを活用して新着情報やイベント情報などをプッシュで配信

③ ユニバーサルな広報を推進します

- ・ 外国人技能実習生やインバウンドなどに対応した多言語化
- ・ 障がいのある方などに配慮した音訳や点訳の作成

④ 時代の変化に対応した広報を推進します

- ・ SNS媒体の特性を活かした積極的・効果的な広報

3-1 商工業の振興

(1) 地域の特性を活かした商業の振興

現状と課題

・商業は、地域の人々が普段の生活を送る中で必要となる財やサービスを提供する産業であり、かつ、地域外から来訪する観光客などにとって消費を行う場として機能する重要な産業です。

・商業を取り巻く環境をみると、人口減少による市内の消費市場の縮小が進む中で、自動車社会の定着、インターネットショッピングの浸透、高齢化の進展など、消費者の消費行動やニーズは多様化が進んでいます。

・消費者側の変化がある一方で、商業環境も郊外型大型店などの進出により中心市街地やその周辺の商店街などの地域商業は、厳しい競争にさらされている状態です。

・個人商店では、経営者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や空き店舗の解消、建物の老朽化なども課題となっています。

・地域商業が生き残りを図っていくには、まず市民の消費を引き寄せるために、魅力ある商品づくり（売れるモノづくり）と、高齢者や子育て世代など幅広い人々の生活に寄り添うきめ細かいサービスを提供することで、地域にとって不可欠な存在となっていくことが求められます。

・本市の商業の特徴「豊後高田昭和の町」の取組みは、昭和の4つの再生（建築・歴史・商品・商人）をコンセプトに、商業と観光の一体的振興を目指すため、平成13年にスタートし、地域住民だけでなく、広く観光客の受け皿となっています。そのため、観光消費が本市の経済を支える重要なものであることを踏まえ、今後も「昭和」をキーワードに、他地域との差別化を図ることで末永く広域から人を引き付ける魅力的な商店街づくりを進めていく必要があります。

・令和7年には「昭和100年」、令和8年には「豊後高田昭和の町誕生25周年」と周年記念が続き、豊後高田昭和の町を多方面にPRする絶好の機会となることから、積極的なPR活動を展開するなかで着実に誘客促進に繋げていくための取り組みが必要となります。

取組施策

① 豊後高田昭和の町のブランド力向上による商業振興を図ります

- ・若い年代層の観光客ニーズに対応した活性化施策の検討と実施
- ・商店主・商工会議所・観光まちづくり株式会社と連携した「昭和の4つの再生」の推進
- ・昭和の町案内人によるおもてなしの充実
- ・まちなみの統一や景観の拡充
- ・地産地消を行う飲食店舗の支援
- ・空き店舗への商店誘致や起業支援の実施
- ・観光まちづくり株式会社での店舗情報やイベント情報の発信
- ・昭和100年、誕生25周年の節目を契機とした国内外への効果的な情報発信
- ・昭和にこだわった展示施設や創業支援施設などの整備
- ・観光施策と一体的な誘客促進と商店街活性化の推進
- ・インバウンド需要に対応したキャッシュレス化や多言語表示の充実
- ・インバウンド向けの体験型誘客イベントの実施

② 中小企業の活性化による地域内経済循環を促進します

- ・「中小企業振興基本条例」に基づく施策や取組みの推進
- ・市民や事業者等に対する中小企業の重要性の啓発

③ 市民及び観光客の消費喚起と消費拡大を推進します

- ・プレミアム付き商品券の販売や食のイベント等による地域内消費の拡大推進
- ・キャッシュレス化や電子マネー等を活用した地域通貨導入の検討
- ・飲食店などに対する地域特産品の利用推進

④ ふるさと納税制度の推進により販路拡大を支援します

- ・返礼品を通じた地場産品の魅力と認知度の向上

3-1 商工業の振興

(2) 戦略的・効果的な企業誘致の促進による工業の振興

現状と課題

- ・「大分北部中核工業団地」「美和工業団地」「城ノ下工業団地」「大村工業団地」の4箇所の工業団地があり、そのうち大分北部中核工業団地は県内でも有数の規模を誇る工業団地です。

- ・平成27年度から令和5年度にかけての新規誘致企業数は3社、大分県が企業誘致とカウントする一定規模以上の増設は31件（大分北部中核工業団地関係20件、美和工業団地関係10件、大村工業団地1件）という成果が上がっています。

- ・企業誘致によって多くの製造業が立地することとなり、本市の製造業は出荷額・従業者数ともにこれまで最も多い水準となっており、産業構造の中でも極めて重要な位置を有する産業となりました。

- ・製造業の立地は、市民の雇用の場の拡大につながるとともに、市外から移住を希望する人の就業の場ともなることから、今後の本市の人口減少を食い止める上でも工業の振興はこれからも大きな課題となります。

- ・持続的な工業振興を進めるためには、就業人口の減少に伴う、多様な就業者の確保が必要となっています。

- ・本市では、市内企業の外国人材の受入れニーズが高まっている中、「B I C」を設置し、外国人技能実習生の適正な受け入れの環境を整備しています。

取組施策

① 地域産業の多様化を目指した企業誘致及び増設を促進します

- ・ 大分県及び大分県土地開発公社との連携促進
- ・ 進出予定企業に対する効果的な情報発信や優遇制度の紹介
- ・ 新たな工業用地の確保に向けた調査実施と検討
- ・ 自動車やOA機器の産業集積を目指した関連企業の誘致促進
- ・ サテライトオフィス¹⁵への企業誘致の推進
- ・ 地場産業へのIoTを活用した生産性向上の支援
- ・ 自動車産業以外の業種についても誘致を推進

② 多文化共生社会の実現と合わせた就業者の確保対策を推進します

- ・ 豊後高田International Contribution（インターナショナル コントリビューション）事業協同組合の活動支援
- ・ 技能実習生等が安心して生活・実習ができる体制整備
- ・ 外国人に対する就労・生活相談窓口の開設
- ・ 外国人用の生活ガイドブック・避難マップの作成
- ・ 余暇時間を楽しく過ごせる交流イベントの開催
- ・ 短時間労働を行うアルバイト等の人材確保と受入環境整備の促進

¹⁵サテライトオフィス：本社と情報通信ネットワークで結ばれた都市周辺部の衛星的な小規模オフィスのこと。

3-2 新たな観光・ツーリズムの振興

(1) 海外誘客（インバウンド）と国内誘客の推進

現状と課題

・社会情勢の変化やコロナ禍を契機としたデジタル社会の進展、旅行ニーズの多様化、全国的な少子高齢化の進展など、新たなニーズに的確に応えていくことが求められています。

・海外観光客（インバウンド）については、全国で大幅に増加しているものの本市では少ないため、本市の地域資源の強みを生かした取組みや情報発信力を高めるなど、インバウンドの受入環境の整備や誘致への対応強化が課題となっています。

・外国人観光客のリピート率を向上させるためには、まず顧客満足度を高める取組みが重要です。日本に初めて訪れる方へ、空港や駅からのアクセスを詳しく情報発信するなど、不安を解消させることで安心感となり満足度が高まる取組みが必要です。

・国内観光客については、本市を訪れる人を増やすための魅力の向上やPRに加え、個人旅行や滞在型旅行が旅行形態の主流となる中で、観光客ができるだけ長く本市に滞在するきっかけづくりと、様々な体験を提供することで消費する機会を創出していくことが課題となっています。

・点在する観光資源を結びつけ、観光資源からその地域内の観光資源へと移動し観光する「点から線へ、そして面へ」と繋がる面的な観光振興を図ることにより、誘客を促進させ消費の拡大を図ることが課題となっています。

・長期滞在と消費拡大が期待できるアドベンチャーツーリズム（アクティブ、自然、文化体験の2つ以上で構成される体験型観光）を活用した長期滞在型コンテンツの整備が課題となっています。

・健康増進、環境負荷の低減効果の観点から世界中でサイクルツーリズム（自転車を活用した観光）やヘルスツーリズム（温泉療法や森林療法、海洋療法などを行う旅行）が人気となっています。

・障がい者、高齢者などが安心して観光に出かけられるユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の取組みが求められており、今後、こうした流れを活用した誘客促進対策が課題となっています。

・本市を代表する観光地のひとつである「豊後高田昭和の町」では、令和7年に「昭和100年」、令和8年には「豊後高田昭和の町誕生25周年」と周年記念が続くため、市内観光施設と絡めた多面的なPR活動と誘客促進に取り組む必要があります。

・令和7年に開催される「大阪・関西万博」「宇佐神宮創建1300年記念行事」など観光の起爆剤となるイベントを活用し誘客に取り組む必要があります。

取組施策

① パンフレット多言語化等の受け入れ環境を整備します

- ・海外誘客に係るパンフレットやホームページの整備
- ・海外誘客に係る本市へのアクセス方法や周遊ルートの情報発信
- ・海外誘客に係るデジタル音声ガイドサービス提供等の受入環境の整備
- ・公益社団法人ツーリズムおおいたや一般社団法人九州観光推進機構等との連携による「アジアの玄関口」九州の地の利を活かした受け皿づくりの強化
- ・ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の推進に向けた施設のバリアフリー化やデジタル技術活用による環境整備の促進

② 戦略的な誘客プロモーションを実施します

- ・海外誘客に係る魅力ある観光ルートの開発促進
- ・外国人技能実習生等を対象とした観光モニターツアーを通じた、観光素材の魅力深化と海外に向けた魅力発信
- ・「大阪・関西万博」などのイベントを活用し、広域からの誘客促進に向けた戦略的なPR活動と情報発信の実施

- ・市外の集客力ある観光施設等への観光素材の設置推進
- ・多様なメディアへの露出や多様な宣伝媒体を活用した効果的な情報発信の推進

③ 地域の特性を活かした誘客促進を図ります

- ・地域資源の見直しによる新たな商材の発掘
- ・「恋叶ロード」を拠点とする周遊観光ルートの推進
- ・国東市と連携した「国東半島峯道ロングトレイル」の推進
- ・長崎鼻における自然環境を活かした滞在型の保養リゾートづくりの推進
- ・インバウンド需要に対応するアドベンチャーツーリズムの促進
- ・アドベンチャーツーリズム等を活用した長期滞在型コンテンツの整備
- ・ヘルスツーリズムやリトリートツーリズム（いつもと違う環境に身を置き、心と身体の疲れを癒す観光）等の体験型観光の推進
- ・グリーンツーリズム（農林漁業体験、農山漁業の自然や文化に触れる観光）などを活用した教育旅行の誘致
- ・長崎鼻リゾートキャンプ場、スパランド真玉等を活用したMICE¹⁶の誘致
- ・「大阪・関西万博」「宇佐神宮創建1300年記念行事」等での海外誘客の促進
- ・「昭和100年」や「豊後高田昭和の町誕生25周年」を契機としたイベントの開催
- ・「昭和のまち・てらす」等を活用したイベントの実施
- ・ARやVR等のICTを活用した環境の整備
- ・高付加価値コンテンツの充実や観光ガイド人材の育成

④ 広域的な観光振興を推進します

- ・関係機関や近隣自治体との連携の深化
- ・点から線へ、線から面への広域的な観光振興による効果的な誘客の促進
- ・六郷満山文化を活用した滞在型観光の推進
- ・豊の国千年ロマン観光圏における広域周遊観光の推進
- ・九州周防灘地域定住自立圏広域観光振興協議会等との一体的な周遊型観光の推進
- ・広域観光ルートの開発推進

¹⁶MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

3-2 新たな観光・ツーリズムの振興

(2) 地域特性を活かした新たな観光振興

現状と課題

- ・本市の自然・歴史文化の持つ潜在力を踏まえれば、観光地としての魅力を更に高めるために取り組むべき課題はまだ多く残っているのが現状です。
- ・「豊後高田昭和の町から市内各地への周遊を誘導する施策」や、「季節ごとに繁閑のある観光動向について通年での集客を可能とする施策」、「より高付加価値な商品・サービスの販売促進」、「リピーターを生み出す仕組みづくり」など、経済効果を生み出す取り組みが必要です。
- ・インバウンドを含めた観光客のリピーターを生むために、心温まる対応をする「おもてなしの心」の更なる向上が必要です。
- ・「豊後高田昭和の町」から「長崎鼻」をつなぐ国道213号沿いには、夕陽の絶景スポット「真玉海岸」をはじめ、縁結びの神様として知られる「栗嶋社」や「花とアートの岬・長崎鼻」など、ロマンティックなスポットが点在しています。これらのスポットを結ぶ約20キロのルートを“恋が叶う道”「恋叶（こいかな）ロード」と命名しています。恋叶ロードでは、人道トンネルにアートを描いた恋叶トンネルの取り組みのように、地域資源を活かした魅力あるコンテンツの整備促進が課題となっています。
- ・国東半島は、変化に富んだ自然環境に恵まれ、交通量も少ないため、サイクルツーリズムの人気スポットとなる可能性があり、誘客促進の取り組みが必要です。
- ・多言語化への対応も求められるようになり、多様化する観光需要に対応できる人材が不足しているのが現状です。
- ・各観光施設運営側も高齢化しており、担い手不足という課題も直面しています。

取組施策

① 観光ガイド等の観光人材を育成・確保します

- ・観光客への「おもてなし」強化に向けた講習会等の実施
- ・昭和の町案内人の育成と田染観光ガイドの会などとの連携の深化
- ・多言語音声ガイド機能の充実
- ・同時翻訳機などICTを活用したインバウンド観光客の受入体制の拡充
- ・持続可能な観光地域づくりに向けた新たな観光人材育成の支援

② 豊後高田市ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立を図ります

- ・「豊後高田昭和の町」の観光拠点エリアとしての機能の充実
- ・「恋叶ロード」におけるストーリー性のある周遊観光ルートの開発と整備
- ・「花とアートの岬・長崎鼻」における四季の花や紅葉を楽しめる景観の整備
- ・縁結びスポット「栗嶋社」における魅力的なコンテンツの整備促進
- ・美しい夕陽が楽しめる「真玉海岸」における魅力あるコンテンツの整備促進
- ・個性豊かな泉質と地域特性を活かした「くにさき六郷温泉」の一体的なPRの強化
- ・「新・湯治」を活用した誘客の促進
- ・六郷満山文化を活かした神社仏閣への拝観誘客の強化
- ・国東半島地域における神仏習合などのブランドイメージの確立
- ・「天念寺耶馬、無動寺耶馬」及び「中山仙境（夷谷）」の特性を活かした誘客促進
- ・「峯道ロングトレイル」など健康的な観光ルートの整備
- ・着地型旅行商品の開発と誘客の促進
- ・近隣自治体と連携した「仁王輪道」等のサイクルルートの整備

③ 観光消費の増大につながるサービスや商品の開発促進を図ります

- ・飲食店の食べ歩きや食をテーマにしたスタンプラリーなどの実施
- ・特有の素材を活かした滞在型・着地型旅行商品の開発
- ・消費単価が高い宿泊客の確保に向けた宿泊施設の整備促進
- ・「豊後高田そば」「岬ガザミ」「豊後・米仕上牛」等による「食」の観光振興の促進
- ・「長命草」や「落花生」などの地産地消を推進する健康メニューの開発
- ・新しい土産物の開発の推進

④ 景観の再生とツーリズム基盤の整備を図ります

- ・「日本風景街道」や「恋叶ロード」等の海辺の眺望における景観整備
- ・魅力的な景観を阻害する樹木伐採などによる景観再生の推進
- ・観光サインの整備等による地域観光の回遊性の向上
- ・二次交通対策として自家用有償運送などを視野にした交通基盤確立の検討
- ・サイクルツーリズムの進展に伴う自転車の活用・検討
- ・SDGsの達成に貢献する持続可能な観光振興の推進

⑤ 地域特性を活かした新規イベントを創造します

- ・誘客促進と地域内消費につながる多種多様なイベントの企画・実施

3-2 新たな観光・ツーリズムの振興

(3) 文化財などを活用した新たな魅力づくりの推進

現状と課題

- ・国宝「富貴寺大堂」をはじめ「六郷満山文化」の優れた文化財が数多く所在しており、本市を代表する観光スポットとなっています。
- ・「六郷山」の国史跡指定や「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」や「中山仙境（夷谷）」の国名勝指定、日本遺産¹⁷の認定、さらには「歴史の道百選」の選定などにより、観光資源の素材として新たな魅力ある文化財の価値付けがなされました。
- ・国東市と連携して推進している、日本遺産“鬼が仏になった里「くにさき」”については重点支援地域となり、全国的にも注目されることとなりました。
- ・市内には、未指定ながらも価値ある文化財も存在しており、これらを調査研究し、適切な保存管理を行うとともに、その魅力を新たな視点で発掘し、地域の活性化に活かしていくことが求められます。
- ・貴重な伝統芸能や祭りなどについても、地域外からの参加を呼び込むことなども検討していく必要があります。

¹⁷日本遺産：地域の様々な文化財をパッケージ化し、歴史的魅力や特色を通じて日本の伝統文化を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

取組施策

① 郷土文化の魅力を再発見し情報発信を強化します

- ・文化財の適正な評価に基づく新たな指定や登録の推進
- ・ぶんごたかだ文化財ライブラリーの刊行などを通じた情報発信の強化
- ・文化財の現地見学会「郷土の文化財探訪バスツアー」や「郷土の歴史と文化財」市民講座の開催

② 地域の歴史・文化財の適切な保存と時代に応じた情報発信を行います

- ・文化財マップやパンフレットの整備
- ・田染荘や日本遺産の特設ホームページを活用した情報発信を図り、位置情報を利用した周遊ルートの整備を推進
- ・既存の施設などを利用したガイダンス施設¹⁸の整備
- ・SNS・YouTube（Vtuber真玉珠音など）活用による国内外への情報発信

③ 日本遺産“鬼が仏になった里「くにさき」”による誘客促進を図ります

- ・これまでの調査研究や人材育成及び活用整備をもとにした情報発信や普及の啓発
- ・県内外に向けた事業の展開
- ・自走化に向けた地域商品の開発や販売促進、各種情報発信事業の実施

¹⁸ガイダンス施設：ある特定の遺跡・建築物などの文化財について、それに関する情報をわかりやすく展示し情報発信を行う施設。

3-3 農林水産業の振興

(1) 生産力の強化

現状と課題

- ・農業は本市第1次産業の核となっている産業といえますが、この農業分野においても担い手の高齢化、後継者不足という人材難に陥っており、専業・兼業農家ともに減少が続いています。
- ・兼業農家や高齢者の多い集落などでは定年延長等の雇用体系の変化に伴い担い手不足が深刻になっており、地域の農業を支え、発展させる意志と能力のある認定農業者等の中核的な担い手・経営体の育成を図っていく必要があります。
- ・農業生産に不可欠な農地についても、担い手不足を主因に耕作放棄地が増加していることから、中核的な担い手への農地集約などによる有効活用が求められています。
- ・生産性をより高めるためにスマート農業等による省略化と新技術や新品種の導入、付加価値の高い製品の生産拡大等、持続性のある生産体系確立が本市農業の課題といえます。
- ・気候変動の影響下でも安定的な収量の確保、品質の安定化を図っていく必要があります。

取組施策

① 人材育成や設備投資等を支援し経営基盤強化を推進します

- ・ 普通作物の土地利用型作物産地の確立に向けた大規模担い手（集落営農法人・農業企業者）の経営強化支援
- ・ 新規就農者の育成確保に向けたアグリチャレンジスクールの実施
- ・ 中山間地域における耕作放棄地対策と畜産分野における放牧事業の実施
- ・ 新規就農者の育成確保に向けた国の農業次世代人材投資資金の活用
- ・ 市独自支援制度を効果的に活用した新たな担い手の確保
- ・ 大規模担い手を対象にした排水対策や栽培管理に関する各種研修会等の開催
- ・ 規模拡大や複合化、効率化による経営力強化のための支援
- ・ 流通、加工、販売部門における企業等との連携による地元生産者の育成

② 農地の集積と整備を促進します

- ・ 担い手農家や新規就農者等への農地集積の推進
- ・ 水田の畑地化による白ねぎ等高収益作物の導入とほ場の整備
- ・ 施設園芸団地の整備による企業的農家の育成推進
- ・ ほ場整備などの土地改良事業や耕作放棄地の再生による生産拡大を推進
- ・ 多面的機能支払交付金等の活用による担い手農家への農地集積の促進

③ デジタル技術等の活用による効率的かつ省力的な経営体への転換を推進します

- ・ スマート農業などの活用による高生産性システムの構築を推進
- ・ 気候変動等を見据えた関係機関等との連携による新品種の導入検討

④ 中核的担い手を育成します

- ・ 新規就農者や企業の参入も視野に入れた担い手の育成推進
- ・ 労働力不足に対する作業代行等によるサービスサポート体制等の推進

3-3 農林水産業の振興

(2) 地域ブランド力の向上

現状と課題

・本市の農産物のうち、豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生、ボタンボウフウなどの市特産品目や白ねぎ・花き・イチゴなどの基幹品目は、市外においても知名度・認知度が向上しており、一定のブランド力を持っていると評価できます。

・これら農産物が、都市部で他地域の農産品に比べ高価格で販売されるようになるには、世界農業遺産、GAP¹⁹（農業生産工程管理）、HACCP²⁰（国際的な衛生管理手法）などの各種認定制度による安全・安心な農林水産品の供給体制の整備等も含めたより一層のブランド力の向上が必要であり、今後の大きな課題といえます。

取組施策

① 安全・安心の商品づくりを推進します

- ・豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生、ボタンボウフウ、マコモなどの本市特産品目及び白ねぎ、花き、イチゴなどの本市基幹品目の生産拡大とブランド力の向上
- ・有機農業についてオーガニックビレッジ宣言に基づく市独自認証制度等による有機農産物の生産販売の推進
- ・田染荘を中心とした世界農業遺産地域産品のブランド力の強化

② ブランド化や販路拡大により新たなマーケットへ挑戦します

- ・地域特産品のブラッシュアップによるブランド化や都市部での百貨店、飲食店等への販路拡大
- ・道の駅・まちの駅をはじめとした直売所の活用やお歳暮等での取扱いの実施
- ・インターネット等SNSによる情報発信の実施
- ・豊後高田市観光まちづくり株式会社や食品・加工企業等との連携による地域産品のPR強化と新たな流通体制の構築

¹⁹GAP：農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

²⁰HACCP：Hazard Analysis Critical Control Pointの略称。食品工場の衛生管理や衛生監視に導入されている方式。この方式では、食品製造のすべての工程における危害の発生を分析して、重要な管理点を重点的に監視することにより、衛生的な食品を製造する。

3-3 農林水産業の振興

(3) 6次産業化の推進

現状と課題

- ・第1次産業を活性化していくためには、農産物の生産にのみ力を注ぐだけでなく、より高付加価値化を目指し第2次産業、第3次産業と連携する「6次産業化」を促進することで、本市の農業生産者や関連事業者の所得を増加させていく必要があります。
- ・本市では、「豊後高田そば」が西日本有数の産地化に成功するとともに、手打ちそば店の認定制度や各種イベントにより、生産から加工・サービス・販売に至る多様な主体が関わる産業として成立するまでになっています。
- ・「豊後高田そば」をはじめ「手づくり万菜おせち」「落花生」「植物油」「ボタンボウフウ」「豊後高田ハンバーガー」「ひじき」などの地域特産作物を活用した商品開発を行い、直売所や、昭和ロマン蔵、「豊後高田昭和の町」各店舗等での市内農産品を活用した農産品の開発と販売を行いながら地域と個店の魅力向上を図っています。
- ・「豊後高田そば」を一つの成功事例として、他の産品についても6次産業化を進め、ふるさと納税制度の活用や観光とも連携し、より付加価値の高い商品・サービスを生み出すことで、本市経済の活性化を図ることが求められています。

取組施策

① 付加価値を高める産地づくりを図ります

- ・ そば・ハトムギ等の生産者、地元食品企業や加工業者、栽培技術研究機関や有識者などの連携による6次産業化の体制の確立
- ・ そばの安定的な収量確保に向けた計画的なブロックローテーションの実施
- ・ そば栽培に係る他作物との輪作体系と土壌改良資材の投入促進による生産安定化の確立
- ・ 豊後高田そばの栽培マニュアル化によるきめ細やかな栽培指導の徹底

② 多様化するマーケットへの新たな販路開拓を進めます

- ・ そば・植物油・ボタンボウフウ等の生産した地域の食材の利用促進
- ・ 6次産業化による「健康食品」「安全・安心な商品」「手づくり商品」など付加価値の高い商品開発の支援
- ・ 昭和ロマン蔵や道の駅・直売所等を活用した特産品の営業・PRと県内外での販路拡大の推進
- ・ 観光との連携による地元消費の拡大やインターネット等SNSも活用した情報発信の促進
- ・ ふるさと納税制度を活用した販路拡大の支援

3-3 農林水産業の振興

(4) 循環型システムの確立による環境保全型林業の振興

現状と課題

- ・本市面積の56.8%を占める山林は、治山治水や水資源の涵養、里山の景観保全、自然環境保全などの公益的機能、観光や木材・林産物生産などの経済的機能、自然体験学習・森林セラピーなどの教育・健康維持機能など様々な多面的機能を有しています。
- ・森林については、担い手の高齢化や労働力不足などにより、間伐などの適切な森林の管理が十分に行われていない状態であり、森林の荒廃が課題となっています。
- ・イノシシやシカなどによる鳥獣被害も深刻化していますが、これに対応する地域の人手も不足しており、早急な対応が求められています。

取組施策

① 椎茸・タケノコの生産を拡大し担い手を育成します

- ・生産基盤整備事業・新規参入者サポート事業・新規参入支援（原木購入）事業・椎茸生産に係る研修などの実施
- ・生産意欲の向上等のため機械導入や原木搬出路の開設など生産基盤の整備を支援
- ・椎茸生産組合への加入促進
- ・椎茸生産組合が行う情報提供・啓発活動・先進地研修の支援
- ・竹林整備等の支援による加工用タケノコの生産拡大、優良竹林化の推進

② 有害鳥獣対策を推進し農山村環境の保全を図ります

- ・大分県・猟友会との協力体制強化による銃猟者スキルアップセミナーへの参加推進・一斉捕獲の実施
- ・新規狩猟免許取得者に対する初心者狩猟講習会費の助成や罠の貸与を実施
- ・有害鳥獣捕獲従事者に対する市独自の活動協力金助成の実施
- ・農作物の野生鳥獣害対策徹底のため捕獲や防護柵設置を計画的に推進

3-3 農林水産業の振興

(5) 地域特性を活かした水産業の振興

現状と課題

・本市の海岸線は、浅海地域の干潟漁業やリアス式海岸地域の漁船漁業、沖合では小型底引き網漁や牡蠣・赤貝の養殖など、規模は小さいものの多種多様な漁業が展開されていますが、近年では漁獲量は減少傾向にあり、魚価の低迷・燃料の高騰など水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

・漁業の担い手の高齢化と後継者不足も進んでおり、農業と同様に漁業においても漁業生産基盤の整備、担い手の確保、水産物の高付加価値化による所得向上などが課題となっています。

・香々地地域で捕れる「岬ガザミ」は、地域経済や観光振興に重要な役割を果たす地域団体登録商標であり、漁業、飲食店、宿泊業等の関連産業において重要な役割を果たし、地域住民の雇用や収入源となっていました。温暖化等の影響により天然のガザミの漁獲量は近年著しく減少しています。

・令和4年度から旧クルマエビ養殖施設を活用し、ガザミの試験養殖を支援していますが、完全養殖の実現に向けて取組みを進めていく必要があります。

取組施策

① 漁港施設や増殖礁の整備により水産基盤設備を強化します

- ・ 水産資源の保護育成や人工漁礁の設置による漁場の整備
- ・ ヒジキの増殖場の整備
- ・ 増殖礁の設置による藻場の造成や海底の堆積物の除去の実施

② ガザミ等の養殖に取り組み漁業所得の向上を図ります

- ・ ガザミ陸上養殖施設の検討・整備の支援
- ・ ガザミを活用した観光イベントの開催
- ・ ガザミの流通拡大とブランド力の強化の推進
- ・ カキの養殖支援
- ・ 6次産業化に向けた支援の充実

③ 食体験等による観光振興を図ります

- ・ 地元飲食店と連携した地物を使用した特色ある料理メニューの開発支援
- ・ 見学ツアーや料理教室などの体験型プログラムの推進
- ・ 飲食店への水産物提供を通じた新たな観光スポットの創出

3-4 新たな就業・雇用の場の創出と人材確保

(1) 多様な人材の雇用の場の創出と起業支援

現状と課題

・本市では人口減少が進むとともに、就業者数も減少を続けており、多くの業種で人手不足への対応が迫られていることから、比較的就業率の低い女性・高齢者・障がい者の労働力の活用が求められています。

・「働きたい」という希望を持ちながら、希望が実現できていない人も少なからずおり、これら女性・高齢者・障がい者などがいきいきと働くことができる場をつくることが求められています。

・新規の起業や事業継続による雇用の場の創出も必要です。

取組施策

① 女性・高齢者・障がい者の雇用の場を創出します

- ・女性雇用専門の窓口「子育てmama相談窓口」設置を通じた就業の促進
- ・子育て中の女性就業者に対する預かりなどの子育て支援の推進
- ・育児に対する事業者への啓発と求職者ニーズに応じた就業の場の創出
- ・NPOなど関係機関との連携強化による手厚い相談体制の整備
- ・シルバー人材センターと連携した多様化する高齢者の働く場の拡大と充実
- ・支援機関や企業との連携による障がい者の自立に向けた雇用促進と段階的な就労支援の実施

② 起業・創業・事業継続を支援します

- ・起業希望者に対する初期投資の助成
- ・商工会議所、商工会が開催する事業継続に関する相談会の情報提供
- ・商工会議所、商工会が支援する事業継続に係る経費を助成

3-4 新たな就業・雇用の場の創出と人材確保

(2) 多様な就業支援と人材確保

現状と課題

- ・本市の就業者数が減少する中、雇用の不足感が高まっており、人材確保に苦労している事業者は少なくありません。
- ・本市が企業誘致を進めるにあたっても、進出を検討する企業にとって人材の不足が大きなデメリットとなる可能性があります。
- ・市内で働く場を求める人も、市内外に多く存在しており、「働きたい」という求職者の希望と、「働きたい」人がほしいという企業との間のマッチングが求められています。
- ・高校・大学卒業・就職時等における若者の流出を防ぐとともに、Uターン就職などを促進する必要があります。
- ・本市への人の流れを作り出すためにも、効果的な就職支援を重層的に展開していくことが求められています。
- ・市内企業の外国人材の受入れニーズが高まっている中、「B I C」による外国人技能実習生の適正な受け入れ環境の充実に向け引き続き支援していく必要があります。

取組施策

① 求人企業と求職者のマッチングを促進します

- ・ 企業就職説明会やインターンシップ制度の活用による雇用のマッチングを促進
- ・ 高校生を対象とした工場見学会の開催による地元就業の支援

② ふるさとハローワークとの連携を推進します

- ・ 雇用対策協議会を核とした就労相談や就労情報提供の充実
- ・ 求人情報サイト「ほっとナビ豊後高田」の活用による求職者の就業支援
- ・ 宇佐ハローワークでの事業所説明会の開催により企業と求職者のマッチングを支援

③ 学生のUターン就職促進等により若者の就業を支援します

- ・ 高校・大学卒業時の地元就職促進に向けた合同就職説明会の開催と市内企業の魅力発信
- ・ 新卒者等をターゲットとして、SNS等で情報発信する企業の紹介動画の作成を支援
- ・ 高校・大学等へ市内企業の求人情報やインターンシップの受入れ情報の提供による地元就職やUターン就職を促進
- ・ 奨学金返済支援制度等によるUターン就職の促進
- ・ 新卒者を雇用し奨励金等を支給する企業に対する支援

④ 外国人技能実習生等の適正な受入を支援します

- ・ 外国人技能実習生等と受入企業の橋渡し役を担う「B I C」の活動支援
- ・ 実習や生活面での困りごと相談を受ける外国人相談窓口の設置
- ・ 市民との交流イベント開催などによる多文化共生社会の推進

3-4 新たな就業・雇用の場の創出と人材確保

(3) 農林水産業の担い手の育成と確保

現状と課題

- ・本市産業の中で最も人手不足が深刻になっている産業が農林水産業です。
- ・農林水産業における担い手不足は常態化しており、このまま確保がままならなければ、農林水産業の継続のみならず、本市の農村環境の維持並びに観光面に与える影響も心配されます。
- ・これら産業は機械化が進んだとしても、その作業の大半は人が行う必要があり、経験や技術が生産力に大きな影響を与えるため、長期にわたる人材育成が必要となります。

取組施策

① 農業後継者、新規就農者等の担い手の育成と確保を推進します

- ・アグリチャレンジスクールを通じた多様な農業の担い手の育成
- ・アグリチャレンジスクールを通じた実践農家の育成
- ・認定農業者に対する補助事業や農業制度資金の優遇による利活用の推進
- ・企業的農業者への育成促進
- ・新規就農フェアなど都市部における情報発信活動の推進と相談体制の充実
- ・就農に必要な技術の習得、円滑な経営開始と早期経営安定に向けた支援の充実

② 企業参入による担い手の確保を推進します

- ・中核的な担い手となりえる企業や6次産業化を推進する企業、農業分野における人材派遣を扱う企業等に対する、経営の早期安定に向けた支援の実施

③ 漁業の担い手育成を支援します

- ・水産業の生産基盤の整備や設備の近代化を図る生産者への支援の実施
- ・新規漁業就業者に対する、研修期間中の家賃の助成
- ・研修制度を活用して漁業に新規就業したものに対する漁船及び必要機材等の補助

3-5 文化財の保存と伝統文化の継承

(1) 文化財の保存と伝統文化の継承

現状と課題

- ・本市は古くから国東半島で栄えた「六郷満山文化」の優れた文化財を有しており、これら貴重な文化財について、将来にわたって大切に残していくために、保存・管理に力を入れています。
- ・今後の文化財の維持については、保存と活用を両立させていく必要があります。
- ・本市には国東半島の石造文化にかかわる文化財が市内各所に点在しており、一部では道路脇や田畑の隅に散在している状況であり、これら文化財の散逸を防ぐとともに、適切に保存していくことが必要となっています。
- ・少子高齢化や若者の市外流出により集落機能が低下している中山間地域では、貴重な伝統芸能や祭りなどの民俗文化財の継承が困難になってきているところもあり、地域全体で保存・継承していくことが求められています。

取組施策

① 文化財指定の強化や適切な保存・活用により後世へ守り伝えます

- ・ 文化財の保存修理・整備事業の実施
- ・ 史跡富貴寺本堂の解体修理と熊野磨崖仏等の環境整備
- ・ 史跡六郷山の追加指定と新たな文化財指定
- ・ 高田城跡等の未指定文化財を含めた総合的な保存・活用計画の策定
- ・ 大分県が策定する文化財保存活用大綱に基づく文化財保存活用地域計画の策定
- ・ 大分県や近隣の自治体との連携を強化し、文化財をまちづくりや地域づくりに総合的に活用していくための取組みを推進
- ・ 個別の文化財の保存活用計画の策定
- ・ 定期巡回・環境調査による永続的な文化財の保存・管理ができる体制の構築

② 伝統芸能活動を支援し後世へ守り伝えます

- ・ 伝統芸能活動の支援
- ・ 文化団体との連携を強化し、後継者育成を含めた支援事業の実施